

東海保障措置センター

原子力事業者防災業務計画の要旨

平成 29 年 10 月 30 日
公益財団法人核物質管理センター

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき平成 29 年 10 月 30 日付けで修正を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づきその要旨を以下のとおり公表致します。

1. 概要

以下の原災法関連規則等の改正に伴い、「東海センター原子力事業者防災業務計画」について修正を行った。

- 1) 原子力災害対策指針（以下「指針」という。）
- 2) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報規則」という。）
- 3) 原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「計画等命令」という。）
- 4) 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（以下「視点」という。）。

2. 修正の内容

主な修正の内容は以下のとおり。

- 1) 「指針」、「通報規則」改正に伴う見直し
 - (1) EAL（緊急時活動レベル）を以下の 3 段階で設定
 - ①警戒事象（指針に定める警戒事態を判断する連絡基準）
 - ②原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
 - ③原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の基準
 - (2) 警戒事象の定義の見直し
- 2) 「計画等命令」改正に伴う見直し
 - (1) 緊急時対策所並びに緊急時対策所における非常用通信機器の整備及び運用に関する記載の追記
 - (2) 原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び運用に関する記載の追記
 - (3) 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関する記載の追記
- 3) 「視点」改正に伴う見直し
 - (1) 原子力事業者防災業務計画の修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることを追記
 - (2) 通報・連絡・報告の様式及び手続きの修正
 - (3) 原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な原子力防災資機材について追記

4) その他、記載の適正化に伴う修正

3. 修正年月日

平成 29 年 10 月 30 日

4. 構成

第 1 章 総則

第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的

第 2 節 定義

第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本方針

第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用

第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

第 1 節 原子力防災体制

第 2 節 原子力防災組織の運営

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

第 4 節 原子力防災活動で使用する資料の整備

第 5 節 原子力防災活動で使用・利用する設備等の整備・点検

第 6 節 防災教育の実施

第 7 節 防災訓練の実施

第 8 節 事業所外運搬に係る災害予防対策

第 9 節 関係機関との連携

第 3 章 緊急事態応急対策等の実施

第 1 節 通報・連絡

第 2 節 応急措置の実施

第 3 節 緊急事態応急対策

第 4 節 緊急事態応急対策等の報告

第 4 章 原子力災害事後対策の実施

第 1 節 関係機関との連携協力

第 2 節 東海センターにおける対策の実施

第 3 節 原子力防災要員の派遣等

第 5 章 他の原子力事業者等への協力

5. 主な内容

1) 第 1 章 総則

(1) 目的

この原子力事業者防災業務計画は、原災法第 7 条第 1 項の規定に基づき、東海センターにおける核燃料物質の取り扱いに関して原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(2) 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は原災法第 7 条第 1 項の規定に基づき、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。この検討に際し原子力防災管理者は、最新の防災基本計画、茨城県地域防災計画、東海村地域防災計画を

入手し、この計画がこれらの地域防災計画等に抵触していないことを確認するとともに、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

2) 第2章 原子力災害予防対策

(1) 原子力防災組織

東海センターに原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。原子力防災組織には原子力防災要員を配置し、災害拡大の防止、施設等の整備点検及び復旧等の対応が図れるようにする。

(2) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は東海センター所長とし、原子力防災組織を統括管理する。また、副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の場合にはその職務を代行する。

(3) 通報連絡体制

原子力防災管理者は、緊急事態（指針に掲げる警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態をいう。）発生時に原子力防災要員等を非常召集するための連絡体制及び国、地方公共団体等の関係機関への通報を確実にを行うための連絡体制を整備する。

(4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備を整備、維持するとともに、原子力防災資機材及び原子力防災資機材以外の資機材（非常用通信機器、非常用電源等）についても整備する。また、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料についても整備する。

(5) 原子力防災活動で使用する設備等の整備・点検

原子力防災管理者は、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資機材等について整備・点検し、地震等の自然災害が発生した場合においても機能が維持できるようにする。また、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な機材等についても整備を行う。

(6) 防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は原子力防災要員等に対し、原子力災害に対する知識及び技能の習得のために、定期的に必要な防災教育を実施する。

また、原子力災害発生時に原子力防災組織が有効に機能するように防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては事前に訓練計画書等について、原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて次回の訓練計画に反映する。また、訓練の実施結果については原子力規制委員会に報告する。

(7) 事業所外運搬に係る災害予防対策

原子力防災管理者は事業所外運搬にあたっては、緊急事態発生時の応急措置、通報・連絡体制の整備及び当該運搬に必要な原子力防災資機材を携帯するとともに、防災対応を的確に実施するための必要要員を配置する。

(8) 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国、茨城県、東海村、その他の原子力防災関係機関と平常時より連絡を密接にし、防災関連情報の収集・交換及び協力関係の構築に努める。また、原子力施設に異常が発生、またはそのおそれがある場合には原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、その他関係機関と連携して、通報・連絡や

施設の状況等に関する情報収集等に努める。さらに、地域防災計画の修正、防災訓練の実施、住民の避難訓練計画等の作成について茨城県及び東海村に協力する。

3) 第3章 緊急事態応急対策

(1) 非常時体制の発令

原子力防災管理者は、特定事象等（警戒事象含む）が発生した場合、非常時体制の発令、原子力防災要員等の非常招集を行うとともに事故対策本部を設置し、その任務を遂行する。

(2) 通報・連絡の実施

特定事象等の発生について報告を受けた原子力防災管理者は、直ちに関係機関にファクシミリで一斉に通報・連絡を行う。また、送信先に速やかにファクシミリを送信した旨を電話で連絡するとともにファクシミリの送信記録を保存する。前述の通報・連絡においてファクシミリを使用することができない場合、なるべく早く到達する手段を用いて通報・連絡を行うとともに、通報・連絡先に対し通報・連絡を受信した旨の確認を行うものとする。

(3) 特定事象等の経過報告

原子力防災管理者は、特定事象等の発生を関係機関に最初に通報・連絡（第1報）を行った以降、その後の事象の推移、応急措置の実施状況、放射線の変化等に応じてファクシミリで関係機関に対して適切な間隔で継続して報告を行い、送信先に速やかにファクシミリを送信した旨を電話で連絡するとともにファクシミリの送信記録を保存する。

(4) 非常時体制の解除

原子力防災管理者は特定事象等が終息したと判断した場合は、関係機関と協議の上、非常時体制を解除する。

(5) 応急措置の実施

特定事象等が発生した場合、原子力防災管理者は原子力防災組織に必要な職員の非常召集、事故対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、以下の応急措置を実施する。また、オフサイトセンターが当該事象に対して活動を開始する前に周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事及び東海村長に対し住民の避難等の措置を要請する。

- ① 特定事象等の発生場所、発生原因及びその状況並びに放射線被ばく及び障害等人身災害の有無等の把握。
- ② 火災が発生している場合は、初期消火活動及び延焼防止措置。
- ③ 放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者については、汚染の測定、除染等の措置を講じるとともに初期被ばく医療措置のため、原子力災害医療体制に関する覚書及び原子力災害医療に関する契約書を締結した病院（久慈茅根病院、大洗海岸病院、日立総合病院、国立病院機構茨城東病院、水戸赤十字病院）と連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。なお、移送の際は放射線管理要員を同行させる。
- ④ 特定事象等の拡大防止対策。
- ⑤ 東海センター事業所内及び事業所境界付近の放射線量及び放射性物質の濃度等の状況把握。
- ⑥ 関係者以外の者の立入を禁止する区域の設定及び縄張り等必要な措置。
- ⑦ 特定事象等発生原因の推定及び原因除去対策の検討。
- ⑧ 施設や設備の点検、故障した設備等の応急の復旧。

- ⑨ 報道機関等に対する広報活動。
 - ⑩ 原子力規制委員会からの命令による措置。
 - ⑪ 特定事象等発生の通報を行った後においても、東海センター敷地境界における放射線量の測定等を継続して実施する。
 - ⑫ 非常時体制を発令し退避が必要と判断される場合は、放送設備等により退去が必要な者に対し速やかに退避場所に退避するよう指示する。
 - ⑬ 茨城県知事、東海村長が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように原子力防災要員等の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。また、避難場所等において実施する住民の汚染検査等の原子力災害医療に対し、要員の派遣及び資機材の貸与等の協力・支援を行う。
 - ⑭ 応急措置実施の概要について関係機関に対し報告する。
- (6) 緊急事態応急対策
- ① 関係機関と連携協力
原子力防災管理者は緊急事態応急対策の実施に当たり、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会に対して、適切かつ正確な情報の提供を迅速に行うとともに関係機関と連携して協力する。
 - ② 緊急事態発生時の通報・連絡の実施
原子力防災管理者は原子力緊急事態に至った場合、直ちに関係機関にファクシミリで通報するとともに速やかにファクシミリを送信した旨を電話で連絡する。
 - ③ 緊急事態応急対策の実施
原子力防災管理者は緊急事態の応急対策として、上記(5)に定める応急措置を原子力緊急事態解除の宣言があるまでの間、継続して実施する。
 - ④ 原子力災害合同対策協議会等への参加
原子力防災管理者は、原子力防災要員及び副防災原子力管理者をオフサイトセンターの現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に派遣し、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策等についての相互の協力及び原子力災害合同対策協議会との連絡調整等に参加させる。
 - ⑤ 原子力防災要員の派遣等
原子力防災管理者は、関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、引き続き原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等必要な措置を講ずる。なお、茨城県及び東海村に派遣された原子力防災要員は、各自治体災害対策本部長等の指示に基づき、避難所等において緊急事態の経過及び実施した応急対策の説明、住民に対する広報・相談窓口への協力等の業務を行う。
 - ⑥ 非常時体制の解除
原子力防災管理者は事象が終息し、原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、関係機関と協議の上、非常時体制を解除する。ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた場合でも、原子力災害事後対策が必要と判断した時は原子力防災組織を継続して活動させる。また、原子力災害合同対策協議会が引き続いているときは、引き続き原子力防災要員を参加させる。
- (7) 緊急事態応急対策等の報告
- 原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言があった日から 10 日以内に、原子力緊急事態の状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施方針を関係機関に報告する。

4) 第4章 原子力災害事後対策の実施

(1) 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は原子力防災事後対策の実施にあたり、原子力災害の復旧等が迅速かつ円滑に行われるよう関係機関と相互に連携し協力する。

(2) 東海センターにおける対策の実施

① 原子力防災管理者は原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力防災組織を活動させて原子力災害の拡大防止又は復旧を図るため、以下の事項などについて復旧対策を実施する。

(a) 施設及び施設周辺の放射線量及び放射性物質による汚染状況等の把握

(b) 施設及び敷地内の放射性物質の除去及び放射線の遮へい

(c) 施設損傷部の修理、改造等の実施

② 原子力防災管理者は原子力災害の発生原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

③ 原子力防災管理者は地元住民に対する説明及び相談窓口の開設、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口の設置等の対策を講じる。

(3) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、関係機関の実施する原子力防災事後対策が的確かつ円滑に行われるよう原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講ずる。

5) 第5章 他の原子力事業者への協力

原子力防災管理者は、東海センター以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、当該原子力事業者等の実施する緊急事態応急対策及び原子力防災事後対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、緊急時モニタリング、避難者の輸送及び誘導等必要な協力を行う。また、避難場所等における住民の汚染検査を行う要員の派遣及び資機材の貸与等の支援を行う。

なお、「原子力事業者安全協力協定」に基づき他の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、同協定に定める安全協力委員会委員長からの要請に応じて必要な協力を行う。

以上

本件の問い合わせ先
茨城県那珂郡東海村白方字白根 2-53
公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター 管理課
Tel. 029 - 306 - 3100
Fax. 029 - 282 - 8004